

三木町告示第 159 号

三木町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 7 月 22 日

三木町長 伊藤 良春

三木町規程第 7 号

三木町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の一部を改正する規程

三木町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程(平成 28 年三木町規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

(推進委員の補充)

第 8 条 推進委員について、罷免、失職及び辞任その他の理由により欠員が生じた結果、農業委員会の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、推進委員の補充に努めなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三木町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程（平成28年三木町規程第6号）新旧対照表

改正案	現 行
<u>（推進委員の補充）</u> 第8条 <u>推進委員について、罷免、失職及び辞任その他の理由により欠員が生じた結果、農業委員の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、推進委員の補充に努めなければならない。</u>	<u>（推進委員の補充）</u> 第8条 <u>推進委員について、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、この規程に定める手続きに基づき、速やかに推進委員の補充に努めなければならない。</u>